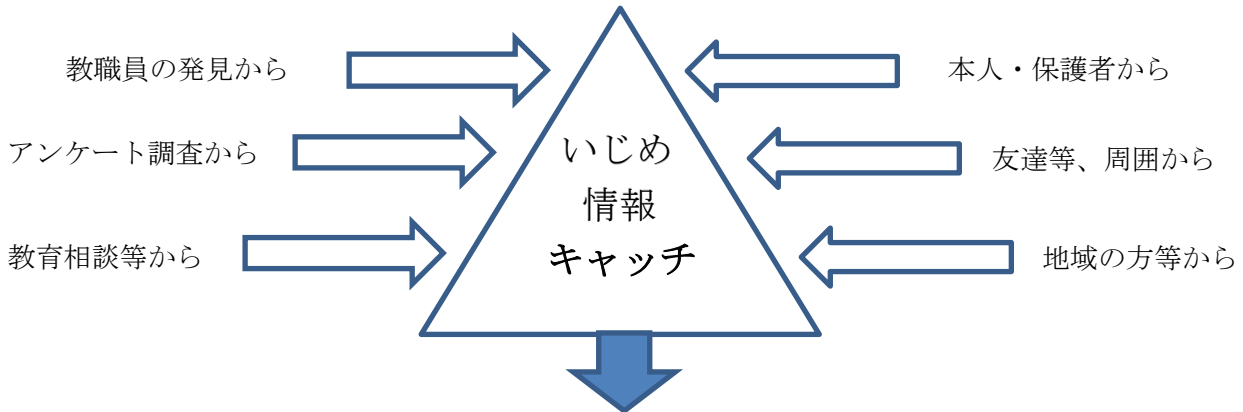


いじめ初期対応の基本的な流れ



問題を個人で抱えず、直ちに管理職へ報告・職員間で共有

☆組織的な対応 いじめ防止対策委員会等を中心に

正確な実態の把握

- 当事者双方、周りの児童・生徒から聞きとり、記録する。
個別に、別室で、同時に (いつ・誰が・どこで・何を・どうした)

指導体制・方針決定

【市教育委員会】

報告・相談・協力要請

支援・指示・調査

- 指導のねらいを明確にする。
(いじめであるなしに関わらず、関係している児童・生徒に対して指導・支援を実行。)
- 全ての教職員の共通理解を図るとともに、対応する教職員の役割分担を行う。

児童・生徒への指導・支援

- ◎児童・生徒の心配や不安を取り除き、安心して学校生活を送るための指導・支援
- 児童・生徒の安全確保と心のケア等
- 児童・生徒へ相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行い「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- いじめが起きた集団への適切な働きかけを行う。(一人一人に自分の問題として考えさせる指導等)

保護者との連携

- ◎児童・生徒の心配や不安を取り除くため、また、児童・生徒へ適切な指導、支援を行うための連携
- 直接、保護者へ説明する。
- 保護者の話を丁寧に受け止め、今後の連携方法等の具体的な対策を話す。
- 随時、指導等の経過報告を行う。